

「訪問教育」

養護教育課

はじめに

障害のある児童生徒については、盲学校、聾学校及び養護学校において、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等を考慮し、小人数による学級編成、障害に配慮した教育課程編成など、様々な工夫と配慮のもと、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、社会参加・自立に必要な力を培う指導が展開されています。

本稿では、家庭への訪問教育に焦点を当て、その歴史的経緯や指導の実際、今後の課題について述べることにします。

訪問教育とは

障害の状態が重度であるか又は重複しており、養護学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、養護学校の教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して教育を行う教育形態を「訪問教育」といいます。



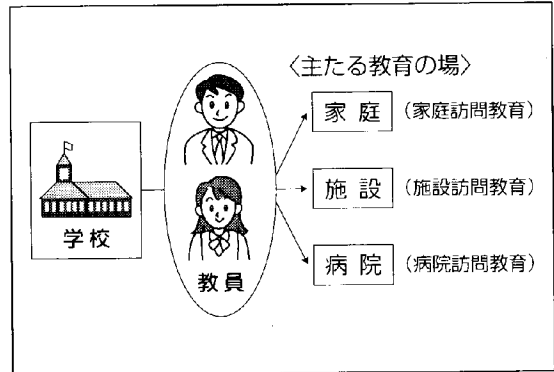
1 訪問教育の歩み

訪問指導員の巡回訪問指導

- （昭和四十九年度～五十三年度）四教育事務所に訪問指導員五名配置。対象児童生徒二十名。
- 昭和五十二年、在宅児に県立郡山養護学校の学籍付与。
- 六教育事務所に訪問指導員を配置。

訪問教育制度の発足

- （昭和五十四年度～）対象児童生徒の居住地近くの県



立養護学校に学籍移動、正規職員配置。

家庭訪問教育スクーリングの試行的実施

- （平成九年四月）県立大笹生養護学校で家庭訪問教育スクーリングの試行的実施。

家庭訪問教育スクーリングの本格的実施

- ・高等部訪問教育の試行的実施
- （平成十年四月）会津、平、富岡の各県立養護学校の高等部に訪問教育学級設置。

新高等部学習指導要領における訪問教育の規定整備

- （平成十一年三月）平成十一年三月に告示された新学習指導要領において、高等部訪問教育に関する特例の規定が整備され、平成十二年からの移行措置を経て、平成十五年度から本格的実施となります。